

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

原告 134名

被告 国

参加人 関西電力株式会社

証拠説明書(26)

令和2年1月30日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人

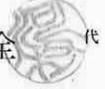
竹野下 喜彦 代

被告指定代理人

坂本 康博 代

樫野 一穂 代

益子 元暢 代

細川 全 代

加藤 友見 代

藤田 圭祐 代

水野 健太 代

河村 肇 代

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第208号証	意見書 (京都大学名誉教授 釜江 克宏)	原	R1. 7. 22	推本レシピを構成する計算式のうち、地震モーメントを求める際には、「入倉・三宅式」を用いることが合理的であること
乙第209号証	意見書 (京都大学名誉教授 釜江 克宏)	原	R1. 7. 22	推本レシピを構成する計算式のうち、短周期レベルを求める際には、「壇ほか式」を用いることが合理的であること
乙第210号証	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等に対するご意見への考え方(抜粋) (原子力規制委員会)	写	H25. 6	設置許可基準規則55条及びその解釈においてあらかじめ一般的に設置しておくことが必要な設備に、「汚染水」対策を念頭とした設備は含まれていないこと
乙第211号証	大飯発電所地盤(敷地の地質・地質構造)(台場浜コメント回答)(抜粋) (関西電力)	写	H28. 2. 12	台場浜トレンチの破碎部a, b及びcが、南方へ延長していくことにより耐震重要施設が設置されている地盤の直下に至ることはないこと
乙第212号証	関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破碎帯の評価に	写	H25. 12. 27	大飯破碎帯有識者会合において、有識者らが台場浜トレン

	ついて (案) (抜粋) (大飯破碎帯有識者会合)			子の破碎部が南方へ延長しないと判断していたこと
乙第213号証	原子力災害対策指針 (原子力規制委員会)	写	H30. 10. 1	原災指針の目的, 趣旨等
乙第214号証	原子力災害対策特別措置法 解説 (抜粋) (原子力防災法令研究会)	写	H12. 8. 10	原子力災害に対する対策の強化を図ることを目的とする原災法及び原災指針が, 災害を未然に防ぐために原子炉の運転等に対する必要な規制を行うことを目的とする原子炉等規制法と補完し合う関係を有していること
乙第215号証	福井県の原子力 (抜粋) (福井県原子力安全対策課 /財団法人福井原子力センター)	写	H21. 3	本件各原子炉の概要
乙第216号証	原子力2010 (抜粋) (経済産業省資源エネルギー庁編集)	写	H22. 9	放射線の種類, 性質等
乙第217号証	3. 1 1大震災と厚労省一 放射性物質の影響と暫定規制 (抜粋) (大塚耕平)	写	H24. 3. 11	放射線に関する単位
乙第218号証	放射線による健康影響等	写	H31. 3. 31	我が国においても, ICRP

	に関する統一的な基礎資料 上巻 放射線の基礎知識と健康影響 平成30年度版 (環境省放射線健康管理担当参事官室/国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)			の勧告等を踏まえて、放射線防護に関する法令や指針等が定められていること等
乙第219号証	国際放射線防護委員会の2007年勧告 (ICRP publication103) (翻訳発行・社団法人日本アイソトープ協会)	写	H24. 4. 20	ICRPの放射線防護の考え方等
乙第220号証	長期放射線被ばく状況における公衆の防護 (ICRP publication82) (抜粋) (翻訳発行・社団法人日本アイソトープ協会)	写	H14. 3. 25	放射線防護の分野における確定的影響及び確率的影響の意義等
乙第221号証	国際放射線防護委員会の1990年勧告 (ICRP publication60) (抜粋) (翻訳発行・社団法人日本アイソトープ協会)	写	H3. 11. 25	ICRPの1990年勧告が公衆の被ばくに関する実効線量限度 (年間1ミリシーベルト) を定めていること等
乙第222号証	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ	写	H23. 12. 22	LNTモデルの仮説は、科学的に証明された真実として受

	<p>プ報告書 (低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ〔内閣府〕)</p>			<p>け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されていること等</p>
乙第223号証	<p>原子力安全基盤科学3 放射線防護と環境放射線管理 (抜粋) (高橋千太郎)</p>	写	H29. 9. 8	<p>LNT仮説は、どの程度の被ばくに対してどういった防護措置を採るのが合理的かといった放射線管理のために用いられるべきであること等</p>
乙第224号証	<p>福島原子力発電所事故（ICRP声明） (翻訳発行・社団法人日本アイソトープ協会)</p>	写	H23. 3. 21	<p>ICRPがこれまで勧告してきた参考レベルは、福島第一原発事故における緊急時被ばく状況や現存被ばく状況下の放射線からの被ばくを防護するために用いることができること</p>
乙第225号証	<p>低線量放射線の人体影響を考察する（雑誌「放射線化学」第92号抜粋） (放射線医学総合研究所 島田義也ほか)</p>	写	H23. 9. 30	<p>長期被ばくにより積算線量で100ミリシーベルトを上回った場合であっても、直ちにがん発症のリスクが高まるともいえないこと等</p>